

山口市男女共同参画センター だより

平成28年2月号

発行:山口市男女共同参画センター
編集:山口市男女共同参画ネットワーク広報委員会
〒753-0074 山口市中央二丁目5番1号(山口市民会館事務所2階)
TEL/FAX 083-934-2841 <http://www.y-djc.com/> [✉mw3kaku@c-able.ne.jp](mailto:mw3kaku@c-able.ne.jp)

【国の動き】

女性に対する暴力をなくす運動について

～女性に対する暴力の根絶に向けた取組～

女性に対する暴力について

配偶者等からの暴力、性犯罪、ストーカー行為、人身取引、セクシュアル・ハラスメント等女性に対する暴力は、女性の人権を侵害するものであり、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題です。政府は女性に対する暴力の根絶に向けて、この問題に対する社会の意識の高揚を図るため様々な取組を行っています。

女性に対する暴力の現状

内閣府が平成26年度に実施した調査によると、これまで結婚したことのある人のうち、配偶者から「身体的暴行」、「心理的攻撃」、「経済的圧迫」、「性的強要」のいずれかについて、被害を受けたことがあると答えた人は、女性が23.7%、男性が16.6%となっています。一方で、被害を受けたことがあると答えた人に、被害の相談の有無を聞いたところ、相談した人は、女性50.3%、男性は16.6%でした。相談しなかった人は全体で56.7%に上りました。

さらに配偶者からの被害を受けたときの相談先をみると、全体で「家族や親戚に相談した」が23.4%、友人・知人に相談した」が21.5%となっており、被害が潜在化しているとともに、必ずしも、公的な相談機関につながっていない状況が窺えます。(図)

また、交際相手から、暴力被害を受けた経験を持つ方が、全体で約7人に1人。このうち、被害の相談をしなかった人は45.1%で、相談先も「家族や親戚」「友人・知人」が上位を占めています。配偶者からの被害と同様、その被害は潜在化し、適切な相談機関につながっていない状況が窺えます。

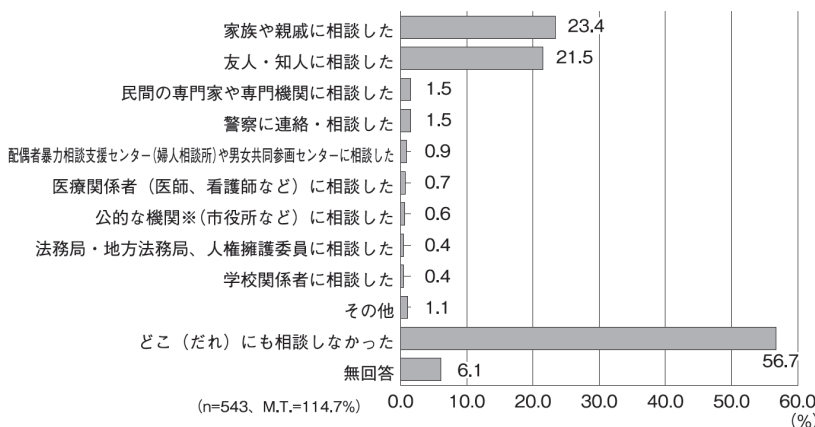
女性に対する暴力をなくす運動

毎年、11月12日～25日までの2週間は、「女性に対する暴力をなくす運動」(以下、「運動」といいます。)を実施し、地方公共団体、女性団体その他の関係団体との連携、協力の下、社会の意識啓発など、女性に対する暴力の問題に関する取組の一層の強化を図ることとしています(平成13年男女共同参画推進本部決定)。暴力に一人で悩んでいる女性に対し、相談窓口への相談を促すとともに、みなさんがこの問題について考えるきっかけにしていきたいです。

なお、最終日の25日は「女性に対する暴力撤廃国際日」となっています。

(http://www.gender.go.jp/policy/no_violence/index.html)

図 配偶者からの暴力の被害の相談先 (複数回答)



※配偶者暴力相談支援センター(婦人相談所等)、男女共同参画センター、警察、法務局・地方法務局、人権擁護委員以外の公的な機関を指す。

(備考)内閣府「男女間における暴力に関する調査」(平成26年)より作成

思わず手に取るチラシ作り

12月5日、行列のできる講座とチラシの作り方について、東京より講師をお招きしてお話いただきました。

講師の坂田さんは、専業主婦を経て、現在のNPO法人男女共同参画おおた（2005年から大田区男女平等推進センター「エセナおおた」の指定管理者）の理事長、NPO法人全国女性会館協議会（全国の男女共同参画センターのネットワーク組織）の事務局長を務めていらっしゃいます。自身の企画する講座は軒並み定員オーバーというカリスマプランナーとして有名で、当日の会場は多くの受講生の期待と熱気に満ちていました。

講義の内容を簡単に報告します。

まず最初に人の集まらない講座の言い訳トップ3を以下に挙げてみます。1位が「開き直り」、2位は「市民の意識が低い」、3位は「天気が悪かった」、番外編として「地域性が違う」です。人が来ない原因は、企画力と広報・PR力が不足しているだけ。企画と広報はかけ算だと考えましょう。

それでは企画力を向上させるためにはどうすればよいでしょう。対象者が集まりやすい日時・回数を考えること、対象を絞ること、雑誌の見出しや受講アンケートから対象者のニーズを探る、適度に参加

型プログラムを取り入れることです。

チラシにおいて、キャッチコピーは集客に重要な要素です。タイトルが目につけばチラシを手にとってもらえます。ゴールや対象者がはっきり見える断定系（「子育てママのためのお金がたまる家計術」）、講師のセールスポイントを入れ込んだもの（「申込み率3.3倍のカリスマプランナーから学ぶ広報セミナー」）、こども・親子向けは楽しそうなタイトル（「親子でつくろう！ゲキうまクリスマス料理」）、女性向けはハードルを下げる言葉を入れる（「教養講座初めての源氏物語」）、リズム感のある七五調のタイトル等が効果的です。

行列のできる講座はまず企画ありき！自分の失敗した講座を分析し改善すること。他地域で評判のよかった講座を自分の地域に合わせてアレンジするのもよいでしょう。

最も大事なものは、第一に対象者を徹底的に絞ること、第二に対象者の心に響くゴールの見えるタイトルをつけること、第三に担当者の熱意と努力（来てほしい講師には熱意をもって交渉に当たる）、それらにかかっています。

受講生の皆さんは、とても具体的でわかりやすく参考になったと満足げな表情で会場を後にされていました。

資料1

GENDER-EQUALITY SEMINAR 参加者募集のお知らせ 男女共同参画セミナー基礎編

大きく社会情勢が動いています。その中で男女共同参画社会がめざしているものと考え、地域の中で女性がエンパワーメントをするために法律や制度を学ぶ講座です。

ひと保育付 変わりゆく社会と男女第1期

日 時	テーマ	講 師
1 5月17日(土) 14:00~16:00	男女共同参画社会への展望	山口みづ子 (市川房枝記念会)
2 5月31日(土) 14:00~16:00	方針決定の場への女性の参画	落合 良 (win winの会事務局)
3 6月7日(土) 14:00~16:00	まちづくりへの参画 I ～地域に目を向ける～	松川 淳子 (生活構造研究所)
4 6月21日(土) 10:00~12:00	まちづくりへの参画 II ～大田区の現状～	大田区助役・まちづくりの会
5 6月21日(土) 13:00~15:00	まちづくりへの参画 III ～自分たちの課題を見つける～	黒岩 麗子(宇都宮大)
6 6月28日(土) 14:00~16:00	どう変わる社会保障(年金)	杉井 静子(弁護士)
7 7月5日(土) 14:00~16:00	法律に見る女性の地位	吉岡 睦子(弁護士)
7 7月12日(土) 14:00~16:00	グループ討議・発表	

- 定 員 先着 40名 5月12日(月)から受付
(原則として各テーマ全てに参加していただける方)
- 会 場 大田区立男女平等推進センター エセナおおた 1階特設会場
- 参加費 無料
- 保 育 先着 10名、1歳以上の未就学児(5月14日迄受付時に申し込み)但し、保育料有。1名1回300円(おやつ代・保険料含)

お申込み・お問い合わせ先

区民主運営委員会
TEL 3766-6587 / FAX 5764-0604
受付時間 9:00~17:00(月曜~金曜)
お申し込みは電話かFAXでお願いします。

主催：大田区立男女平等推進センター-区民主運営委員会
共催：大田区経営管理部男女平等推進室



集客ができなかったチラシ例

幸せオーラを 味方につける

② 女性学講座

9月28日～12月7日
毎週金曜 10時～12時
(11月23日を除く 全10回)

保育付き!

自分の時間、あひすか?
子ども相手に「待たなし」の生活、同じコトの繰り返しで時間だけが過ぎていく…ホントにこれいいの??このへんでちょっとブレイク、ココロとカラダをリフレッシュ! 保育は大好評の保育ネットワーク「Bear」です!

会場：大田区立男女平等推進センター「エセナおおた」
対象：未就学児を持つ女性
定員：30名(応募者多数の場合は抽選)
参加費：無料
保育：1歳以上未就学児を30人までお預かりします。
保育料は1人あたり1回500円。
申込方法：E-Mail(PC・携帯)またはFAX(裏面参照)

主催：大田区立男女平等推進センター「エセナおおた」 共催：大田区
この事業は、NPO法人男女共同参画おおたが大田区の補助を受けて実施しています

対象がはっきりしておりゴールが見えるチラシ例

真の女性の活躍とは—家事ハラと貧困の視点から考える—

平成27年11月14日、和光大学教授でジャーナリストの竹信三恵子氏を講師にお迎えしてご講演いただきました。

初めに日本の女性の現状についてみると、2014年度のジェンダーギャップ指数(GGI)は142か国中104位でした。賃金格差、意思決定への参加度の格差、高等教育の格差と、単身女性の3人にひとりが貧困で、単身女性・高齢者・19歳以下の子どもがいるシングルマザーの5割近くが貧困に陥っていることにより、順位が低迷しています。また、働く女性の56%が非正規雇用で賃金は男性正規社員の半分程度と日本は国際水準からみて著しく低いところにあります。

男女を幸せにしない家事ハラスメントは、その弊害として、家事労働を蔑視・排除することで女性の貧困と男性の過労死を生みだしました。男女雇用機会均等法によっても家事ハラは止められず、正社員で男性並み長時間労働をするか女性並み労働時間で正社員から脱落するかというふうに、均等法は女性労働者を二分する結果を招きました。また、日本の福祉政策も「女性は家庭・男性は仕事」を前提としたものになっています。

2008年には改正パート法が施行され、最近では労働者派遣法が改定されるなど働き方改革がなされてきました。ですが、全国転勤の可否で社員の賃金格差を固定化しかねない「限定正社員」や評価主義によって長時間労働をもたらす「残業代ゼロ制度」など、働きやすくない変革が行われようとしています。

アベノミクスの「女性活躍」政策は、介護と保育において「保育支援員(保育ママ等)」、「外国人家政婦」を取り入れることを目指していますが、果たして乗り切れるでしょうか。例えば、欧米の女性政策についてしてみると、女性を納税者に変えたスウェーデン、パートの均等待遇を実現したオランダ、両立できる時間を標準労働時間としたフランスの週35時間制などが挙げられます。

真の女性活躍のためには、人材活用より人権の尊重が重要です。まず、「標準労働者像」を転換させ、家事労働を行政・企業・男性へ公正に再分配しなくてはなりません。そして、女性同士の情報交換組織、すなわち女性グループがネット上でつながり情報交換できるシステムをつくっていくべきです。

おしゃべり読書会

1月23日にセンター初めての企画として読書会を開催しました。当日はセンターに来られるのが全く初めての方を含め10名の参加がありました。なかには、山口で読書会が持たれるのを心待ちにしていたという方もおられ、いつもと違うメンバーの緊張感と期待感が感じられる中、講座が始まりました。

まず、ファシリテーターとしておいでいただいた福岡明るい読書会主宰の藤本香織さんが、自己紹介と読書会のルール(発言を否定しない、発言の後には拍手をする、チェーンビジネス、宗教への勧誘、出会い目的など別の目的での参加は不可)について話された後、各自が1分間で自己紹介。それから各々お勧めの本について2分間プレゼンテーションをし、参加者を



交えて質疑応答を行います。経歴も職業もさまざまながら、本が好きということで語りあうことができ、そしてその中からその人の人生観のようなものまでうかがい知ることができて、とても充実した心温まる時間となりました。終了後の感想からも「楽しかった」という声が多く聞かれました。

今回は第1回ということで、読書会の概要など導入部分にあたる内容でしたが、参加者の希望で第2回以降は実際に本を持ち寄って会を進める予定です。ゆくゆくは、他県の男女共同参画センターで行われているようにセンターの蔵書から本を選んでの読書会にするなど、参画意識の醸成にもつながればと考えています。新たな企画で違う層から参加者を呼び込み、センターに少し新しい風が吹くとよいなと思います。

—自分の身は自分で守る— 護身術

平成28年1月30日、山口警察署生活安全課職員の方を講師にお迎えして護身術の講座が開催されました。まず、護身術とは相手を倒す術ではなく、逃げるための技だということをお聞きしました。

近年の山口県の犯罪数は、刑法犯が平成26年は8695件、27年は7701件です。内訳は凶悪犯罪で殺人9件（自殺のほう助も含む）、強盗14件、性犯罪で強姦13件、強制わいせつ26件、公然わいせつ16件、痴漢18件。軽犯罪法違反ではのぞき23件、つきまとい4件、ストーカー9件、DV1件となっています。

また、山口署管内では、強制わいせつ3件、公然わいせつ4件、軽犯罪14件となっています。声かけについては、子どもへが592件（うち山口署管内76件）、女性へが190件（うち山口署管内30件）ありました。

このような犯罪に遭わないためには、危険に近づかない、自分は大丈夫と思わない、被害に遭わない知識を身に付けるということが大事です。犯罪者が嫌がる条件として、光、音、侵入時に時間がかかる、周りの目に付きやすい等が挙げられます。事件を発生しやすい条件となるのは、ヘッドホンで音を遮断している（危険が近づいていても察知できない）、携帯電話を操作しながら歩く（周囲に注意が向かない）といったことです。このような状況を作らないよう日頃から心がけましょう。

事件に遭遇した時には、道具を利用して回避するのも有効です。防犯ブザーを携帯したり、傘の柄やバッグを使って突く、振り回すなどです。もしバッグをつかまれたら安全に逃げることを最優先にし、最終的には物への執着を捨てる決心も必要になります。被害に遭わない為には、危険な状況を作らない、近づかないことが大切です。大声で助けを求めたり、護身術を使って身の安全を確保してから通報しましょう。いざという時にはとっさに動けないかもしれません。普段からシミュレーションをし、家で護身術を練習しておくといでしょう。



おんなの目 おとこの目

最近、いわゆるドメスティックバイオレンスによって引き起こされる事件が結構報道されたりして、心傷むことが多い。個人的には暴力をふるう相手と最初から一緒にならなければよいのにも思うが、個々の

事情もあるだろうから何とも言い難い。

PTA会報で卒業号などの編集に参加していると（DVの相手に所在がわかるといけないので）その子どもの顔や名前は載せないで下さいとか言われると、本当に悲しくなってしまう。なんとかできないものだろうか。

今号の統計にもでていますが、被害を受けた人のうち、何

かしら相談している人は約半数で、残りの人は相談もできず、一人で思い悩んでいるという状況になっている。

男女共同参画センターでも相談は受け付けているし、自治体の色々な窓口でも相談できる所はたくさんあるので、困っていたら遠慮せずに勇気を出して相談して欲しいと思う。地域には味方がたくさんいます。